

私は一問一答で、家庭的保育事業運営費、安全施設整備事業費、老人いこいの家の施設整備費、生活保護扶助費について、順番に質問いたします。

はじめに

**家庭的保育事業の障がい児保育加算について**、こども未来局長にうかがいます。

#### 質問①

家庭的保育事業は、2015年に施行された「子ども・子育て支援新制度」によって、地域型保育給付の対象となった認可事業です。まず、本市における家庭的保育事業の設置基準と保育上のメリットについてうかがいます。また、家庭的保育事業の保育所数を行政区ごとにもうかがいます。

#### 答弁①

家庭的保育事業についての御質問でございますが、はじめに、本市の家庭的保育事業の設置基準等につきましては、川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例において、乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けることその他、必要な面積基準等の設備に関する基準、及び家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数を3人以下とする等の職員配置の基準を定めており、家庭的保育者の自宅等でアットホームな雰囲気の中、少人数ならではのきめ細やかな保育を行うことができること等が家庭的保育事業の特色と考えております。次に、施設数でございますが、令和5年3月時点で、川崎区に4施設、幸区に3施設、中原区に3施設、高津区に3施設、宮前区に1施設、多摩区に3施設、麻生区に4施設の合計21施設が設置されております。

#### 質問②

家庭的保育事業は、2023年度入所分の認可保育所一次利用調整終了時点での入所保留率が26%と、7行政区中最多の多摩区では3施設が設置され、0～2歳児の高い保育ニーズに対応しています。また家庭的保育事業は少ないスタッフで運営する少人数保育のため、一人ひとりに応じたきめ細やかな保育ができることとです。しかし、障がいを持つお子さんを預かる場合は保育者への負担がより重くなるため、障がい児保育加算制度が適用されます。本市における家庭的保育事業および小規模保育事業の障がい児保育加算申請件数と認定件数を、直近5年間でうかがいます。

#### 答弁②

障害児保育加算の申請件数等についての御質問でございますが、家庭的保育事業及び小規模保育事業の直近5年間の障害児保育加算の申請件数及び認定件数につきましては、平成29年度は申請が6件で、認定が2件、平成30年度は申請が7件で、認定が6件、平成31年度は申請が2件で、認定が2件、令和2年度は申請が8件で、認定が2件、令和3年度は申請が27件で、認定が16件となっております。

### 質問③

障がい児保育加算の申請件数は、2020年度の8件から、2021年度は27件と3倍以上に増加しています。いっぽうで、申請件数に対し認定件数が著しく少ない年度があります。認定件数が少ない原因について、うかがいます。また、障がい児保育加算を受けるための条件、申請から給付までの手続きについて、うかがいます。

### 答弁③

障害児保育加算についての御質問でございますが、認定の条件についてでございますが、障害児に係る保育士等の配置基準を障害児2人につき1人とする場合に加算することとされており、対象児童が身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けている場合や、医師による診断書や専門的知見等に基づき市として障害児に準ずると認めた場合で、かつ職員の加配を行っている必要がございます。

また、保育施設から障害児保育費認定協議書の提出を受けた場合、当該施設に本市の指導員が訪問し、保育の様子や加配の状況等を確認し必要と認めた場合に、認定しているところでございます。

この間の認定状況につきましては、施設からの申請に対して、職員の加配状況が確認できない場合や、1施設から複数児童の申請に対して、1人の加配職員で対応が可能な場合等がございまして、必ずしもすべての申請に対して認定を行うものではないことから、年度によってばらつきが生じているところでございます。

### 質問④

申請数と認定数の乖離は、職員の加配状況が確認できないなどの理由によるものとのことです。ある家庭的保育事業者は、0歳から預かってきたお子さんに最近になって障がいがあることがわかり、障がい児保育加算を申請中ですが、決定の可否を2か月以上待たされているとのことです。申請にあたり苦勞

してスタッフを加配したが、そのぶん人件費が余分にかかっており、一日も早く認定がほしいと話しています。認定決定がおりた場合、障がい児保育加算はいつからが起点となるのか、うかがいます。

#### 答弁④

障害児保育加算についての御質問でございますが、障害児保育加算認定の起点につきましては、当該障害児加算の対象となる児童が入所し、職員の加配の状況が整い、その児童の処遇向上が図られた時点でございます。

意見要望です。家庭的保育事業における人件費率は高く、保育士の加配は大きな負担です。そのうえ、処遇改善が進まず保育士不足の昨今、確保には時間がかかりがちです。保育士の加配状況が整うまでの間、障がい児を預かる現場スタッフには障がい特性に応じた配慮が求められ、仕事も増えます。加算は加配が整った時点から認められるとのことですが、申請から認定までの期間短縮と、加配保育士確保への支援を求めています。

次に、**視覚障がい者誘導用ブロック、いわゆる点字ブロックの設置**について、うかがいます。

#### 質問①

点字ブロックは、言うまでもなく視覚障がい者が安心安全に外出するための命綱です。本市では、公道においては「安全施設整備事業」でその設置や維持管理が実施されています。2023年度予算では、バリアフリー重点整備地区交通安全施設整備事業費として2,800万円余が計上されています。この内訳をうかがいます。また当該事業の対象地区と、そこにおける点字ブロックの設置状況について、建設緑政局長にうかがいます。

#### 答弁①

点字ブロックの設置についての御質問でございますが、令和5年度におけるバリアフリー重点整備地区交通安全施設整備事業費2,828万4,000円の内訳につきましては、溝口駅周辺地区で1,310万5,000円、武蔵小杉駅周辺地区で723万7,000円、武蔵中原・武蔵新城駅周辺地区で714万2,000円、新川崎・鹿島田駅周辺地区で80万円を計上し、点字ブロックや手摺り等の補修を行うものでございます。点字ブロックの設置状況につきましては、バリアフリー基本構想策定地区及びバリアフリー推進構想対象地区の19地区において、道路管理者や交通管理者、障害者団体の方々とまち歩き点検を実施し、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき>駅からバス停や周辺の福祉施設

等へ誘導する経路などで必要と判断した箇所に設置したほか、昇降施設などへの誘導または注意喚起が必要な箇所についても設置してきたところでございます。

#### 質問②

当該事業の対象地区での点字ブロック設置はほぼ完了しているとのことですが、それ以外の公道における、点字ブロックの設置状況について、うかがいます。新たな設置要望があった場合の対応と予算確保について、うかがいます。

#### 答弁②

点字ブロックの設置についての御質問でございますが、バリアフリー基本構想策定地区等の19地区以外の道路における点字ブロックにつきましては、新設する幹線道路の交差点などに設置しております。また、設置要望があった場合につきましては、視覚障害者の方々の利用が多い施設へ誘導する経路など、道路の状況等を調査し、必要に応じて視覚障害者団体の方々の御意見を伺うなど、設置の可否を検討し、設置する場合には、必要な予算の確保に努めているところでございます。

#### 質問③

視覚障がい者団体からは、大きな交差点等へのエスコートゾーンの増設要望があります。エスコートゾーンは県警の管轄とのことですが、本市におけるエスコートゾーンの設置状況をうかがいます。安全誘導のためにエスコートゾーンの設置は有効と考えますが、見解をうかがいます。

#### 答弁③

エスコートゾーンについての御質問でございますが、本市では、川崎駅東口駅前広場から川崎市視覚障害者情報文化センターに向かう経路上にある日進町交差点など、4か所の設置事例がございます。

エスコートゾーンは、視覚障害者が横断歩道を歩行する際の安全性や利便性を向上させるために有効であると認識しておりますので、今後につきましても、交通管理者に、必要となる施設周辺における事業推進を求めてまいりたいと考えております。

#### 質問③—2

エスコートゾーンとともに視覚障がい者の事故防止に重要な踏切の点字ブロックの設置について、国は昨年奈良県で起きた死亡事故を受けて、踏切への点字ブロック設置を道路管理者に求めていく方針を決めました。本市での対応

をうかがいます。

### 答弁③—2

踏切への対応についての御質問でございますが、令和4年4月の視覚障害者の踏切内での死亡事故を受けて、同年6月に「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」が国において改定され、特定道路等の経路上にある踏切道での安全対策として、踏切手前部と踏切内での点字ブロック等の整備内容が示されたところでございます。

本市におきましても、バリアフリー基本構想策定地区等の19地区内における>駅からバス停や周辺の福祉施設等へ誘導する経路上にある踏切道を対象としており、踏切手前部では、点字ブロックの設置が標準的な整備内容と位置付けられたことを受け、現場状況などを確認しながら対応しているところでございます。また、踏切内では、表面に凹凸のある誘導表示等の設置が望ましいものと位置づけられたところでございますが、構造等や設置の在り方については、ガイドラインにおいて、引き続き検討する予定となっていることから、今後も、国の動向を注視してまいります。

### 質問④

次に、民間建築物に関する点字ブロックの設置について、まちづくり局長にうかがいます。本市の「川崎市福祉のまちづくり条例」では、バリアフリー法第14条第3項の規定に基づき、建築物の適合義務の対象規模の引き下げや、バリアフリー化義務付けの特別特定建築物の対象拡大をしています。その特別特定建築物に追加した建築物について、具体的にうかがいます。指定根拠もうかがいます。こうした特別特定建築物における、点字ブロックの設置基準はあるのか、うかがいます。

### 答弁④

バリアフリー法におきましては、高齢者、障害者施設や不特定かつ多数の方が利用する「特別特定建築物」のうち、床面積の合計が2,000金以上の新築等を行う場合にバリアフリー化を義務付けております。本市では、「川崎市福祉のまちづくり条例」において、バリアフリー法第14条第3項に基づき、学校、共同住宅、保育所等を「特別特定建築物」に追加し、バリアフリー化の促進を図っております。次に、追加した理由につきましては、公共性が高い施設のバリアフリー化の促進や、障害者等の利用に配慮した住宅ストックを形成する観点から追加しております。次に、点字ブロックの設置につ

きましては、「特別特定建築物」のうち、不特定かつ多数の方が利用し、又は主として視覚障害者が利用する建築物等について用途、規模に応じ、設置を義務付けております。

#### 質問⑤

比較的小規模な共同住宅や既存の特別特定建築物は、バリアフリー化は努力義務とのことです。これらの建築物に対しては、市はどのような働きかけをしているのか、うかがいます。

#### 答弁⑤

バリアフリー化についての御質問でございますが、小規模な共同住宅や既存の特別特定建築物につきましては、窓口相談等を受けた際や、川崎市福祉のまちづくり条例に関する普及啓発活動の機会等を捉え、設計者や施設管理者等に対し、バリアフリー化に向けた誘導を行っております。

主要駅や視覚障がい者施設周辺ではバリアフリー化が進められていますが、ひとり暮らしの当事者からは日常生活圏にこそ拡充してほしいという声もあります。視覚障がい者が居住するマンション管理組合などからの点字ブロック設置に関する相談には丁寧に応じさせていただきますよう、要望します。

次に、**老人いこいの家の施設整備について**、うかがいます。

#### 質問①

老人いこいの家は、高齢者へ健全ないこいの場を提供し、心身の健康増進を図ることを目的とした施設で、市内48か所に設置されています。この老人いこいの家も含む公共施設の最適化計画案「地域ごとの資産保有の最適化について」によれば、2～4程度の中学校区単位を基本に市内を19地域に分けて、モデル地域を選定し施設の最適化を図るとしてあります。最適化の考え方、優先順位づけの考え方について、総務企画局長にうかがいます。モデル地域では、どのような検討が行われるのか、併せてスケジュールを、うかがいます。また、モデル地域以外の施設に関する検討についても、うかがいます。また、健康福祉局が策定するいこいの家・老人福祉センター活性化計画、通称「アイラップ」と資産マネジメント第3期実施方針との整合性について、うかがいます。

#### 答弁①

地域ごとの資産保有の最適化についての御質問でございますが、本市においては、今後の人口減少期への転換や施設の老朽化を見据え、「機能重視」の

考え方にに基づき、資産保有の最適化を重点的に推進し、保有総量の適切な管理を目指す「資産マネジメント第3期実施方針」を令和3年度に策定しました。資産保有の最適化の検討にあたっては、4つのモデル地域を選定し、取組を進める中で明らかとなった課題を整理するとともに、対策を講じた上で、次のモデル地域へ展開し、適正配置を進めます。モデル地域においては、令和5年度から3年程度の期間をかけて、「川崎市公共施設白書」や「地区カルテ」のデータ、地域ニーズ等を踏まえた分析を基に、説明会やワークショップ等を通じ、地域の皆様と意見交換を行いながら、課題を整理した上で、施設の適正配置の方向性を検討してまいります。一方で、モデル地域以外の施設についても老朽化対策が必要な施設があると認識しており、こうした施設について、所管局と連携し周辺施設との最適化を検討した上で、改修等の検討を進めてまいります。次に、アイラップについてでございますが、「機能が、既存のいこいの家だけではなく、他の公共施設や民間施設の活用などによって広く展開していく『機能重視』の考え方へと転換し、施策を進めていきます。」という今後の方向性が示されており、整合性が図られているものと考えております。

## 質問②

「地域ごとの資産保有の最適化」は、全地域を向こう10年間で検討していく方針で、その間は健康福祉局と連携を図りながら進めていくとのこと。そのうえで、以下、健康福祉局長にうかがいます。老人いこいの家は、中学校区に1か所を基本に整備されており、最適化計画の地域割では、複数の老人いこいの家が存在します。老人いこいの家の機能はどのように維持されるのか、うかがいます。

## 答弁②

いこいの家についての御質問でございますが、平成31年3月に策定した「いこいの家・老人福祉センター活陸化計画(1RAP)」では、高齢化の進展を踏まえ、既存のいこいの家の活性化に加え、中学校区を基準とした従来の施設配置の考え方から「機能重視」の考え方へと転換し、他の公共施設や民間施設の活用によっていこいの家機能を広く展開するための取組を推進していくこととしているところでございます。また、既存施設につきましても、長寿命化に向けた予防保全や大規模修繕等を実施するとともに、新規利用者の獲得のための取組や地域交流事業を実施するなど、ハード・ソフト両面でより多くの地域住民に利用される施設としていくこととしております。

### 質問③

「アイラップ」においても機能重視で整備するとのことですが、中学校区に1か所としてきた高齢者の生活圏や利便性への観点は重視していただきたいと思います。「アイラップ」では、「高齢者の健康増進などの本来の施設目的を果たすことを中心にしつつ、多世代交流を含む地域交流を幅広く実施する」「全体的に老朽化が進んでおり、長寿命化に配慮した取組を実施する」と、整備の方向性が示されています。老人いこいの家の大規模修繕工事費、施設整備費の2021年度決算額と新年度予算額をうかがいます。それぞれ、主な内容についても、うかがいます。

### 答弁③

いこいの家についての御質問でございますが、はじめに、いこいの家等大規模修繕工事費の令和3年度決算額1億1千176万1千419円、令和5年度予算額8千505万3,000円でございます。いこいの家等施設整備費の令和3年度決算額2千851万5千740円、令和5年度予算額3千69万2,000円でございます。次に、主な工事内容でございますが、令和3年度は入浴事業を廃止した施設の浴室転用工事のほか、空調設備やトイレ、自動ドア等の補修工事を実施したところでございまして、令和5年度につきましては、同じく浴室転用工事のほか、給水配管の改修等を実施する予定でございます。

### 質問④

大規模修繕や施設整備は、浴室から多目的室への改修などが主だっていますが、段差解消や手すりの設置など、バリアフリー化はどの程度図られているのか、現状をうかがいます。

### 答弁④

いこいの家についての御質問でございますが、市内に48か所あるいこいの家につきましては、こども文化センターや障害者施設等との合築施設や単館施設などがあるほか、施設規模や平屋建て・2階建てといった施設の形状も異なるなど、様々な形態がございます。そのため、手すりや点字ブロック、スロープの設置などのバリアフリー対応につきましては、利用者や指定管理者からの要望等を踏まえながら、施設の実情に合わせて適宜行っているところでございます。

### 質問⑤



バリアフリー化は施設利用者等からの要望を踏まえ、適宜対応していくとのこと。多摩区には現在、7館の老人いこいの家があり、コロナ前は年間6万人以上の高齢者が利用してきました。そのなかで、開館時期が1973年の登戸老人いこいの家は改築を経ても老朽化が進み、2021年度には雨漏りの補修工事が実施されています。また、階段のピッチが高く高齢者が昇るのは大変です。ほかにもトイレの洋式化や、ジェンダーへの配慮が不十分など、さまざまな要望が上がっています。ここは、こども文化センターとの合築でないため、利用者はもっぱら高齢者です。「地域ごとの資産保有の最適化」でも優先順位16位と後発グループですので、当面の高齢者の利便性を図るために、速やかにエレベーターの設置やトイレの快適化などのバリアフリー化が必要と考えますが、対応をうかがいます。

#### 答弁⑤

いこいの家についての御質問でございますが、いこいの家については、施設の長寿命化に向けた予防保全や大規模修繕等を実施するとともに、バリアフリー対応につきましては、法令に基づき、施設形態に合わせて適宜行っているところでございます。今後につきましても、地域住民が安全に施設を利用できるよう、利用者ニーズや施設の実情を踏まえながら、適切に対応してまいりたいと存じます。

(ディスプレイお願いします)

先日、施設状況を確認しましたが、ホールのステージの床がすり減っていたり、壁がはがれ養生テープでの補強箇所が散見されました。エレベーター設置やトイレの改善のほかにも、高齢者が安全かつ快適に利用できるよう、前向きな対応をお願いしておきます。

最後に、**生活保護の冬季加算について**、健康福祉局長にうかがいます

#### 質問①

41年ぶりという異常な物価高騰が継続し、とりわけ生活保護受給世帯の生活を圧迫しています。2022年12月時点での消費者物価指数は総合指数で前年同月比4.1%の引き上げとなっています。とくに、日常的に欠かせない食料品や光熱費の上昇率が非常に高く、穀類が9.6%、生鮮魚介類が16.2%、電気代21.3%、ガス代23.3%と急激な上昇となっており、6月からは東京電力が平均で29.31%の電気料金の値上げを申請するなど、ますます支出が増えるこ

とになります。

生活保護受給世帯には 11～3 月の 5 か月間は、冬季における光熱費等の増加需要に対応するものとして、生活扶助費に冬季加算が上乗せされていますが、たとえば、70 歳単身世帯の場合の加算額について、うかがいます。

#### 答弁①

生活保護についての御質問でございますが、本市において居宅の70歳単身世帯における冬季加算の月額、2,630円でございます。

#### 質問②

居宅で70歳単身世帯の場合、冬季加算額は月額2,630円とのこと。加算額の算定根拠について、うかがいます。

#### 答弁②

生活保護についての御質問でございますが、現在の冬季加算の額につきましては、平成26年度に行われた社会保障審議会生活保護基準部会での検証を踏まえ、平成27年度に国において一般低所得世帯における冬季に増加する光熱費の実態を反映するなどの水準の見直しを行った上で算定されているものでございます。

#### 質問③

冬季加算の算定額は、2014年に行われた社会保障審議会生活保護基準部会での検証を踏まえ、2015年に見直されたものであり、昨今の光熱費、物価高騰はまったく反映されていません。生活保護を受給する79歳男性は「以前は電気代ガス代で8,000円程度だったが、今月は18,000円の請求が来た。このままでは暮らしていけない」と話しています。2,630円の冬季加算ではとても足りません。国は今年10月からの生活保護費の引き上げを発表しましたが、これも物価高騰に見合ったものとはいえ、冬季加算とともに引き上げを国に求めるべきと考えますが、見解をうかがいます。また、光熱費等の需要増加という点では、昨今の温暖化や異常気象のもと4月以降もエアコン使用率が高まっています。夏季加算の検討も国に求めるべきです。うかがいます。

#### 答弁③

生活保護についての御質問でございますが、令和5年10月からの生活扶助基準につきましては、生活保護基準部会における検証結果を反映するとともに、物価高騰等の足下の社会経済情勢等を総合的に勘案し、当面2年間は臨時的・特例的な措置として、検証結果反映後の水準に1人当たり月額1,000円

を特例的に加算するほか、これによっても現行基準から減額となる世帯については、現行の基準額を保障することが予定されているところでございまして、この基準は、生活保護法第8条の規定に基づき、最低限度の生活の需要を満たすものとして厚生労働大臣が定めたものであると吉えているところでございます。また、生活保護基準部会における検証において、光熱費が年平均支出額と比較して増加しているのは、冬季の期間のみとなっていることから、夏季につきましても、厚生労働大臣が適切に需要を捉え、基準額に反映しているものと芳えているところでございまして、引き続き、国の動向を注視してまいります。

#### 質問④

本市では、国の低基準の生活保護費を補うために、生活保護世帯への市独自の法外援護事業をさまざま行ってきました。事業項目と廃止年度、廃止の理由について、うかがいます。

#### 答弁④

生活保護法外の援護事業についての御質問でございますが、本市におきましては、過去に、生活保護を受給している方を対象として、被保護世帯夏期年末慰問金援護費、被保護世帯入浴援護費の支給、上下水道基本料金の減免等12の事業を実施していたところでございます。これらの法外援護事業につきましては、生活保護基準が改定されたことにより生活保護世帯と一般世帯の生活水準の格差が改善されていたことなどから見直しが実施されまして、それぞれ平成11年度末から平成19年度末までの間に廃止となったものございます。

#### 質問⑤

法外援護事業廃止の理由は「生活保護基準が改定されたことにより生活保護世帯と一般世帯の生活水準の格差が改善されたから」とのことです。しかし、いまその理由は成り立ちません。時限的にでも法外援護事業を復活させるべきです。また、今回の生活保護費の見直しでも、生活保護基準の引き上げ率が0から0.6%と極めて低い75歳以上の後期高齢者世帯に対し、水道料金の無料化も検討すべきです。うかがいます。

#### 答弁⑤

法外援護事業についての御質問でございますが、生活保護を受給されている世帯につきましては、生活保護法により健康で文化的な最低限度の生活が保障されておりまして、水道使用料につきましても、生活扶助費の基準におい

て必要な額が考慮されているところでございます。

#### 質問⑥

「生活保護を受給されている世帯は、生活保護法により健康で文化的な最低限度の生活が保障されている」といいますが、寒くても暖房を使えない、暗くなっても明かりを点けられないような生活は、最低限度の生活と言えるのでしょうか。見解をうかがいます。

#### 答弁⑥

生活保護についての御質問でございますが、生活保護法による保護の基準は、法第8条の規定に基づき、健康で文化的な最低限度の生活の需要を満たすものとして、厚生労働大臣が適切に需要を捉えた上で定めているものと老えているところでございますので、引き続き、国の動向を注視してまいります。

国の動向を注視していくとのご答弁ですが、生活保護基準の改定は6か月以上も先ですし、そもそも前回、生活保護基準は引き下げられており、全国の「生存権裁判」では、東京、大阪、熊本、横浜などの地裁で「引き下げは憲法違反」との判断が下されています。また、この間の物価高騰に対し高齢・障害者施設等には水光熱費の緊急補填措置が実施されているのに、生活保護の冬季加算は据え置き。あまりに冷たい対応だと思います。国の制度がゆき届かないときに、それを補い市民生活を守るのは自治体の使命です。いまこそ、かつて12もあった本市の法外援護事業を部分的、時限的にでも復活することを求め、質問を終わります。